

【居宅介護支援事業所の皆様へ】

今年度の介護サービス情報公表システムでの報告について、以下のとおり厚生労働省から連絡がありましたので、居宅介護支援事業所については、システム改修が完了するまでは報告ができないように設定をさせていただきます（改修は8月16日の予定です）。改修が完了しましたら、改めて案内させていただきます。

既に報告を頂いている事業所の皆様におかれましては、一旦報告の差し戻し処理をさせていただきますのでシステム改修の完了後、該当箇所を入力を行っていただき、改めて調査票のご提出をお願いいたします。

【厚生労働省からの連絡の概要】

2019年度「居宅介護支援」サービスの「調査票（基本情報）」の一部が反映されていない事象について、この度、5月22日付けで周知させていただいた通知「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」の一部改正について」の別添1において示している「調査票（基本情報）」の一部が反映されていない事象が確認されましたので、ご連絡申し上げます。

該当箇所は以下のとおりです。

- ・シート23「基本情報：居宅介護支援」の「3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項」における  
「管理者の主任介護支援専門員資格の有無」及び「管理者が有している当該報告に係る介護サービスに係る主任介護支援専門員・  
介護支援専門員以外の資格等」

○「居宅介護支援」について

- ・「居宅介護支援」におきましては、不具合の箇所についてこれから改修を行います。  
改修後のシステムリリース時期については、8月16日が予定されています。

【追加項目】

シート23「基本情報：居宅介護支援」の「3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項」における「管理者の主任介護支援専門員資格の有無」及び「管理者が有している当該報告に係る介護サービスに係る主任介護支援専門員・介護支援専門員以外の資格等」

- ・また、先月29日のリリースからこれまでの間に、報告サブシステム及び管理サブシステムで記入済／提出済の「居宅介護支援」データは、消えることなく、引き続き入力できます。

新システムのリリース直後にご迷惑をおかけし大変申し訳ありませんが、何卒、ご理解いただけますと幸いです。